

## 産業廃棄物等関連施設一覧（条例第2条第1号）

### ■ 条例施行規則第2条（1）（5）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する施設は次のとおりです。

第1号	汚泥の脱水施設	処理能力が10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
第2号	汚泥の乾燥施設 （天日乾燥施設）	処理能力が10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの （処理能力が100 m <sup>3</sup> /日を超えるもの）
第3号	汚泥（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く）焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・ 処理能力が5 m <sup>3</sup> /日を超えるもの ・ 処理能力が200kg/時間以上のもの ・ 火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの
第4号	廃油の油水分離施設	処理能力が10 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
第5号	廃油（廃 PCB 等を除く）の焼却施設	次のいずれかに該当するもの（海洋汚染法第3条第14号の廃油処理施設を除く） ・ 処理能力が1 m <sup>3</sup> /日を超えるもの ・ 処理能力が200kg/時間以上のもの ・ 火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの
第6号	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が50 m <sup>3</sup> /日を超えるもの
第7号	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5 t/日を超えるもの
第8号	廃プラスチック類（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く）の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・ 処理能力が100kg/日を超えるもの ・ 火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの
第8号の2	事業活動に伴って生じた木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が5 t/日を超えるもの
第9号	有害物質（政令別表第3の3に掲げる物質）又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設	すべての施設
第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
第12号	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	すべての施設
第12号の2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	すべての施設
第13号	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	すべての施設
第13号の2	産業廃棄物の焼却施設（第3号、第5号、第8号、第12号を除く）	次のいずれかに該当するもの ・ 処理能力が200kg/時間 以上もの ・ 火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの
第14号 イ	特定有害産業廃棄物（政令第6条第1項第3号ハ（1）から（5）まで及び第6条の5第1項第3号イ（1）から（6）までに掲げるもの）の最終処分場（遮断型最終処分場）	
第14号 ロ	安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等）の最終処分場（安定型最終処分場）	
第14号 ハ※	イ、ロ以外の産業廃棄物（燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類など）の最終処分場（管理型最終処分場）	

※ 条例施行規則第2条第5号

■ 条例施行規則第 2 条 (2) (6)

汚染土壌処理業に関する省令第 1 条に規定する施設は次のとおりです。

第 1 号	浄化等処理施設	汚染土壌を浄化、溶融、不溶化するための施設
第 2 号	セメント製造施設	汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設
第 3 号 ※	埋立処理施設	汚染土壌の埋立てを行うための施設
第 4 号	分別等処理施設	汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設

※ 条例施行規則第 2 条第 6 号

■ 条例施行規則第 2 条 (3)

産業廃棄物の処分を業として行う者が、その業を行うため設置する施設

※ 例えば、処理能力が 5t/日未満の廃プラスチック類破碎施設を設置するとき

■ 条例施行規則第 2 条 (4)

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者が設置する積替え又は保管用施設

※ 施設面積 100 m<sup>2</sup>以上